

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

平成14年、北朝鮮は日本人の拉致を認め、我が国の拉致被害者5人とその家族の帰国が実現した。しかし、その時以降、10年の歳月が経つが、5人の被害者の家族の帰還以外まったくの進展はない。現在も北朝鮮の地で、我が国からの救いの手を待っている被害者らの苦しみと日本の地で帰りを待つ家族の苦痛は今もなお続いている。

政府は、現在、北朝鮮による拉致被害者として17名の方を認定しているが、それ以外にも、北朝鮮によって拉致された可能性を排除できない人が存在しているとの認識である。

平成18年以降、政府は首相を本部長とする対策本部を設置し、担当大臣を任命して被害者救出に取り組んでいるが、いまだ具体的成果を上げることができていない。

昨年末、拉致の責任者である金正日が死亡した。北朝鮮が、生きている被害者を死亡したと言わざるを得なかったのは、独裁者金正日の責任を認めたくないためであった。その金正日の死は、後継金正恩政権の不安定さを含め、拉致被害者救出の好機となる。金正恩政権に強い圧力をかけ、実質的交渉に引き出さなければならぬ。

一方、朝鮮半島はいまだ不安定な政治情勢にあり、混乱事態が発生した場合、被害者の安全が脅かされる危険も出てきた。このため、混乱事態に備えた対策も早急に検討しなければならない。

拉致問題は重大な主権侵害であり、かつ、許し難い人権侵害であることは言うまでもない。

よって、国においては、今年を勝負の年として、全精力を傾けすべての拉致被害者の早急な救出に向けて、次の事項について格別の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 世界中の国々に対し、未帰国の政府認定拉致被害者及び拉致の可能性を排除できない多くの失踪者の情報を提供するとともに、拉致問題の全容を正確に伝えること。特に、北朝鮮に公館を持つ国に対しては、当該拉致被害者及びその家族の救出や安全確保に協力するよう早急に依頼すること。
 - 2 国連決議の場においては、国連内部に北朝鮮の拉致問題を含めた人権侵害の調査を行う特別調査委員会(事実調査委員会)の設置について、例年採択されている国連総会での北朝鮮非難決議の中に盛り込むことができるよう、全ての国連加盟国に対して積極的かつ早急に働きかけること。
 - 3 政府認定の有無に関わらず、全ての拉致被害者の救出及び安全確保は、国政の最重要課題の一つと考える。今後、あらゆる手段を用いて拉致被害者の所在及び安否確認を行うとともに、拉致被害者の救出のために必要なあらゆる法整備を早急に進めること。
 - 4 全ての拉致被害者を早急に救出するため拉致問題を理由として北朝鮮への送金停止と人の往来の停止を断行するとともに、米国等に金融制裁の再発動を促すことを求めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年7月6日

徳島県議会議長 檜 本 孝